

# いなべ市情報公開・個人情報保護審査会答申

答申第 21 号

令和元年 12 月 18 日

答申第 21 号  
令和元年 12 月 18 日

いなべ市長 日 沖 靖 様

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 伊 藤 裕

いなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例案について（答申）

令和元年 11 月 5 日付けい防災第 68 号により諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

## 記

### 1 審査会の結論

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 11 第 2 項の規定に基づき、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された名簿情報を避難支援等関係者に対して、提供を拒否する旨を申し出た者を除いて提供することについて定めるいなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例案（以下「条例案」という。）は、以下の理由により個人情報保護制度に整合するものであると判断する。

### 2 個人情報保護制度に整合するものと認める理由

実施機関は、平成 24 年度にいなべ市災害時要援護者避難計画を策定し、同年から災害発生時に備え、本人の同意を得て災害時要援護者の情報を地域支援者（自治会及び自主防災組織）と共有し、地域における日頃の見守り活動及び防災訓練に活用し、災害時における円滑かつ迅速な避難体制の整備に取り組んでいた。また、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、市町村長に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、避難支援等の実施に必要な限度で利用目的以外の目的のために内部で利用できることとされた。さらに、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿を平常時から提供することは、原則として避難行動要支援者名簿に掲載された本人の同意が必要であるが、避難支援をより実効性のあるものとする観点から、市町村が条例で特別に定めている場合は、平常時からの提供について、本人の同意を要しないこととされた。

条例案における名簿情報の避難支援等関係者への提供については、条例案第 3 条及びいなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則案第 2 条第 1 項の規定により、その提供については本人から書面により拒否

を申し出る機会が付与されており、本人が自己の情報をコントロールすることについて関与する機会が保障されている。このことから条例案は個人情報保護制度に整合するものであると判断する。

なお、いなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及びいなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則の制定に当たっては、適切な個人情報の取扱いを確保するために、次の点に留意すべきであるとの意見を添える。

- (1) 条例案第2条において、災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者について定義を規定すること。
- (2) 避難支援等関係者に名簿情報を提供する際には、避難支援等関係者が担当し、又は活動しようとする地区に限定するなど、支援に必要な範囲に限定した名簿情報を提供すること。
- (3) 名簿情報の提供を受けられることができる避難支援等関係者については、その基準を明確化すること。
- (4) いなべ市民生委員児童委員に対する個人情報の提供に関する要綱に倣い名簿情報の提供に当たっては、受領書だけでなく確認書についても提出を求め、万が一不適切な取扱いが認められれば氏名及び住所を公表することができることを定め、個人情報の漏えいがないよう対策をすること。
- (5) 避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たっては、個人情報保護についての研修を実施し、個人情報の取扱いについて理解を図ること。

### 3 附属資料

いなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の審査会案  
いなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則の審査会案

### 4 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和元年11月5日	諮問書受理
令和元年11月20日	実施機関の説明及び審議（第45回審査会）
令和元年12月18日	審議及び答申（第46回審査会）

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会委員

役職	氏名	備考
会長	伊藤 裕	元大学教授
会長代理	杉岡 治	弁護士
委員	伊藤 征記	地元有識者
委員	中川 由美	弁護士
委員	岩崎 恭典	四日市大学学長

以上